

所得税の確定申告・市県民税に関するお知らせ

■平成22年分所得税の確定申告・平成23年度市県民税の申告期間

市は、次のとおり申告相談・申告書の受付を行います。

申告期間／2月16日(水)～3月15日(火) 平日(月～金曜日) 午前9時～午後4時
 なお、2月20日・27日の日曜日は受付を行います。

申告受付場所／市民会館コミュニティセンター3階小ホール

【申告に必ず持ってくるもの】

- ・所得税または市県民税の申告書(用紙が送付された方)
- ・源泉徴収票(給与所得、年金所得がある方)
- ・配当所得の支払通知書等(上場株式等の配当等に係る配当所得を申告する方)
- ・所得の計算に必要な帳簿書類
- ・生命保険料、地震保険料等の支払証明書やその他領収書(医療費控除を受けるには医療費の領収書が必要)
- ・国民年金保険料の控除証明書又は領収書(国民年金保険料の支払いがある方)
- ・所得税のお知らせハガキや通知書(送付のあった方)

※新たに振替納税を希望される方は、金融機関名・預金の種類・口座番号・通帳使用印もご準備ください。

【市の申告会場で申告相談される方へ】

市の職員が申告相談に応じる場合は、原則として次の者となります。

- ①給与所得者及び公的年金等受給者
- ②上記①以外の者のうち、おむね所得300万円未満の白色申告者(ただし、事業所得等の収入が約1,000万円以上である者を除く)

※上記以外の所得等がある方(特に、土地や建物や株式等を譲渡した所得のある方、青色申告の方、繰越損失のある方)については、税務署による申告指導を受けてください。



■所得税の申告について

給与所得以外に次のような所得がある方は、申告の必要な場合があります。

- ・農地や空き地を駐車場に貸したときの収入、アパートや貸間の収入(不動産所得)
- ・土地や建物などを売った収入(譲渡所得)
- ・生命保険契約等の満期保険金等(一時所得)

※なお、所得税の申告は、パソコンから申告が可能なe-Taxをご利用いただけます。詳しくはe-Taxホームページ(<http://www.e-tax.nta.go.jp>)をご覧ください。

【サラリーマンの確定申告】

次のような場合は確定申告をしなければなりません。

- ・給与を1ヵ所から受けている方で、給与所得や退職所得以外の合計所得が20万円を超える場合(ただし20万円以下の場合でも市県民税の申告は必要)
- ・平成22年中の給与の収入金額が2,000万円を超える場合

※源泉徴収をされている方で医療費控除、住宅借入金等特別控除などの申告をされると所得税が還付される場合があります。

【農業所得の申告】

経営的規模の耕作がある方の農業所得の申告については、全て、実際の収入から必要経費を差し引いて所得を出す収支計算に基づいて申告しなければなりません。

※市の申告会場では例年大変混雑し長時間に及ぶ待ち時間が生じておりますので、農業所得に係る収入及び支出の内訳については、事前に集計し、できるだけ収支内訳書を作成のうえご来場くださるようご協力をお願いします。(収支内訳書の作成には、出荷伝票や収入金額等の分かるもの、領収書や購入証明書等の支出の分かる書類や帳簿が必要です。)

【土地や建物の譲渡、株式譲渡の申告】

土地や建物の譲渡、株式譲渡については多様なケースが想定されますので、社務署での申告をお願いします。

問合せ：社務署個人課税部門 ☎ 0795-42-0223

■市県民税の申告について

平成23年1月1日現在、市内に住所があり前年中に所得があった方(確定申告をする方、サラリーマン等で確定申告の必要がない方を除く)は市県民税の申告が必要です。

特に、国民健康保険に加入の方は、所得によって保険料が軽減される場合がありますので、必ず申告をしてください。

申告書は3月15日(火)までに申告会場または市税務課へ提出してください。問合せ：市役所税務課 ☎ 8712

■平成23年度市県民税申告(平成22年分確定申告)相談日程

加西市では、今年度の確定申告期間中、平日(月～金曜日)以外にも、2月20日及び27日の日曜日に限り市民会館コミュニティセンター3階小ホールで、確定申告の相談・受付を行います。なお、通常の土・日は閉庁しています。

また、社務署の申告期間中の開庁は平日のみで、土・日は閉庁しています。

区分	期間	場所	時間	対象者
申告相談	2月16日(水)～3月15日(火) 原則、土・日は除く。 ただし、2月20日・27日の日曜日は相談受付を行います。	市民会館コミュニティセンター3階小ホール ☎④ 9350	9:00～16:00	申告の必要な方
所得税確定申告相談 社務署・加西市	2月18日(金) 2月21日(月) 2月22日(火) 3月1日(火) 3月2日(水) 3月3日(木) 3月10日(木)	市民会館コミュニティセンター3階小ホール ☎④ 9350	9:30～16:00	税務署職員等が申告相談に応じます。
税理士等による無料相談 (所得税・消費税確定申告相談) 税理士会・納税協会 納貯連合会・商工会議所	2月16日(水) 2月17日(木) 2月24日(木) 2月25日(金) 2月28日(月)	加西商工会議所3階大会議室 ☎④ 0416	9:30～16:00	対象者には、ハガキで通知します。 税理士等が申告相談に応じます。 ハガキで通知のない方でも確定申告の相談に応じます。

■介護保険に係る要介護認定者のおむつ代の医療費控除・障害者控除

■要介護認定者の「おむつ代」の医療費控除

介護保険法に基づく要介護認定を受けた方の「おむつ代」については、医師の発行する「おむつ使用証明書」があれば医療費控除の対象になります。

2年目以降は、「主治医の意見書」の内容を市が確認することで、「おむつ使用証明書」の代替として医療費控除の対象になります。

■要介護認定者に係る「障害者控除認定」

平成22年12月31日現在、要介護認定を受けた方で、「主治医の意見書」により寝たきり状態等が6ヵ月以上継続していることが確認できるときは、申請により市が「障害者控除対象者認定書」を発行する場合があります。

※いずれも、様々なケースが考えられますので、詳細は長寿介護課(☎④ 8788)にお問い合わせください。

【問合せ】 税務課税制担当 ☎④8712 ※特に記載のない場合はこちらまでお問い合わせ下さい。

固定資産課税台帳の縦覧・閲覧

市で課税している土地・家屋の評価額などを記載した帳簿を下記の場所で、縦覧及び閲覧することができます。

■縦覧(市内の土地や家屋の評価額)できる方

固定資産税の納税者本人または代理人(納税者本人と同居されていない方については、納税者本人の委任状が必要) ※本人等の確認のために運転免許証等の提示をお願いします。

縦覧期間／4月1日(金)～5月2日(月)まで

(土日・祝日を除く、平日8:30～17:15)

縦覧方法／コンピュータを使った縦覧です。操作方法等については税務課職員におたずね下さい。

■閲覧(自身の課税台帳)できる方

固定資産税の納税者本人、借地人・借家人(借地、借家人については、賃貸契約書等の権利の資格を証明できる書類が必要)又は代理人(納税者本人と同居されていない方については、納税者本人の委任状が必要)

※本人等の確認のために運転免許証等の提示をお願いします。

閲覧期間／4月1日(金)～平成24年3月30日(金)まで(土日・祝日を除く、平日8:30～17:15)

■「口座前納希望はがき」の廃止について

固定資産税を口座振替で納めていただいている方へ、年間の納付方法をお問い合わせするための「口座前納希望はがき」の送付を、昨年度から廃止しています。前納を希望される方は、3月31日(木)までに下記までご連絡下さい。ご連絡のない場合は、年4回の期別ごとの納付となります。ただし、過去に「継続的に前納の届出」のある方は、その必要はありません。

【縦覧・閲覧場所、問合せ】 税務課資産税担当(市役所2階) ☎④8713